

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書  
(バスターミナル)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 ・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ・全係員が高齢者、障がい者等の方に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、講習の定期開催及び訓練を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
老朽化時対応	・現状、移動円滑化に適合しているため、施設等が老朽化してきたら対応する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	・障がい者の接遇に関する民間資格をもつ係員を配置する。 (2019年度)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページの内容充実	・ホームページの案内図をわかりやすく表示する

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	・全係員に対して、障がい当事者への声かけ・旅客支援に関する講習を行う（2019～2021年度）

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・他の交通機関と案内サイン等の表示を統一化する。
--------------------------

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。